

第 8 号議案

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

上記の議案を提出します。

令和 3 年（2021 年）1 月 22 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部改正に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条に基づき区長から意見を求められた別紙条例案について同意する。

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の174」を「100分の171.5」に、「100分の152」を「100分の149.5」に、「100分の179」を「100分の176.5」に、「100分の156」を「100分の153.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

29 令和3年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の20」とする。

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。